

認知症対応型共同生活介護費（1日につき）

【消費増税に伴う新単位数】

		<現行>		<改定後>	
認知症対応型共同生活 介護費(I)	要介護1	759 単位	⇒	761 単位	+2
	要介護2	795 単位		797 単位	+2
	要介護3	818 単位		820 単位	+2
	要介護4	835 単位		837 単位	+2
	要介護5	852 単位		854 単位	+2
認知症対応型共同生活 介護費(II)	要介護1	747 単位		749 単位	+2
	要介護2	782 単位		784 単位	+2
	要介護3	806 単位		808 単位	+2
	要介護4	822 単位		824 単位	+2
	要介護5	838 単位		840 単位	+2
短期利用認知症対応型 共同生活介護費(I)	要介護1	787 単位		789 単位	+2
	要介護2	823 単位		825 単位	+2
	要介護3	847 単位		849 単位	+2
	要介護4	863 単位		865 単位	+2
	要介護5	880 単位		882 単位	+2
短期利用認知症対応型 共同生活介護費(II)	要介護1	775 単位		777 単位	+2
	要介護2	811 単位		813 単位	+2
	要介護3	835 単位		837 単位	+2
	要介護4	851 単位		853 単位	+2
	要介護5	867 単位		869 単位	+2

【単位数】

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 基本単位数合計の3.1%に相当する単位数
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イのいずれかを算定していること。
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 基本単位数合計の2.3%に相当する単位数

【算定要件】

- (1) 賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (一) 経験及び技能を有する介護職員と認められる者のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。
ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。
- (二) 経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。
- (三) 介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。
ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はこの限りでないこと。
- (四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。他